

公益財団法人社会変革推進財団 インサイダー取引防止規程
(2025年7月25日制定)

第1条(目的)

本規程は、インサイダー取引の未然防止等を図るため、当財団の役職員等が業務上取得する重要事実の管理及び役職員等の取引について必要な事項を定めることにより、当財団の適正な業務運営に資することを目的とする。

第2条(法令等の遵守)

当財団は、金融商品取引法その他当財団の業務に関する全ての法令・諸規則を遵守し、インサイダー取引の未然防止に努めるものとする。

2 当財団は、公益及び顧客保護の観点を十分にふまえ、社内規程等を策定するものとする。

第3条(定義)

本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役職員等

次に掲げるものをいう。

- 1 財団の理事、監事、評議員、職員、派遣職員及び財団の業務に従事するすべての者(以下、「役職員等」という。)に適用する
- 2 1に掲げるものでなくなつてから1年以内のもの

(2) インサイダー取引

当財団の役職員等が、職務遂行上知つた他社の未公表の重要事実を知りながら、当該会社の株券等について売買等を行うことをいう。

(3) 重要事実

金融商品取引法第166条第1項に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実であり、[別表1]に定める事項に該当する事項をいう。

(4) 株券等

株券、普通社債券、新株予約権付社債券、新株予約権証券(外国法人が発行し、これらの性質を有する証券・証書及び預託証券を含む。)及びこれらに係るオプションを表示する証券・証書、これらに係る権利を表示する預託証券その他金融商品取引法第163条に定める「特定有価証券等」に該当するものをいう。

(5) 売買等

上場有価証券等に係る売買その他の有償の譲渡又は譲受け若しくは有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場有価証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引をいう。

第4条(重要事実の管理及び管理方法)

役職員等は、業務上に関しあるいは業務に関せず取得した重要事実を、厳重に管理し機密保持に努めなければならない。

2 重要事実に該当するか判断に迷う場合、速やかに上長又はコンプライアンス室に照会のうえその指示に従わなければならない。

第5条(重要事実の管理の解除)

重要事実として管理していた情報が公表された場合又は重要事実でないことが判明した場合は、当該情報は重要事実から除外される。

2 前項に記載する「公表」とは、次に掲げるいずれかに該当するときにいう。

(1) 上場会社等において、重要事実が次のいずれかに該当する2以上の報道機関に公開され、かつ、かかる報道機関のうち2の報道機関に公開したときから12時間を経過したこと

- ①国内において、時事に関する事項を総合して報道する一般日刊新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達する通信社
- ②国内において、産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞社
- ③日本放送協会（NHK）及びテレビ、ラジオ放送会社等の一般放送事業者
 - （２）重要事実が記載された有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類、有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書のいずれかが公衆の縦覧に供されたとき
 - （３）上場会社等において、重要事実を金融商品取引所又は証券業協会に通知し、電磁的方法により公衆の縦覧に供されたとき

第6条（他社又は他社の子会社の重要事実に基づく売買等の禁止）

役職員等は、知った上場会社等の重要事実の公表前に、当該上場会社等の株券等の売買等をしてはならない。

第7条（やむを得ない事由による売買等の取扱い）

本規程の適用時点若しくは当財団の役職員等となった時点において、取引先等の株券等を保有している場合、又は相続等により取引先等の株券等を取得した場合など、やむを得ない事由で重要事実を知る株券等を保有する役職員等は、当該株券等を売却する際は、コンプライアンス室に届出の上、事前の承認を受けるものとする。

第8条（事実関係の調査）

役職員等が本規程に違反した場合、又は違反の疑惑が発生した場合は、当財団は事実関係を調査し、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。違反の内容によっては、懲戒処分の対象となる場合がある。

第9条（細則）

本規程を実施するために必要な事項については、理事長が別に定める。

第10条（改廃）

本規程の改廃については、理事会が決定する。

附 則（2025年7月25日）

1. 本規程は、2025年7月25日から施行する。

《重要事実》

■上場会社の決定事実

1. 株式又は新株予約権の発行（自己株式・新株予約権の処分を含む。）
2. 資本金の額の減少
3. 資本準備金又は利益準備金の額の減少
4. 自己株式の取得
5. 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て
6. 株式の分割
7. 剰余金の配当
8. 株式交換
9. 株式移転
10. 株式交付
11. 合併
12. 会社分割
13. 事業の譲渡又は譲受け
14. 解散（合併による解散を除く）
15. 新製品又は新技術の企業化
16. 業務上の提携又は業務上の提携の解消
17. 子会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得
18. 固定資産の譲渡又は取得
19. 事業の全部又は一部の休廃止
20. 上場廃止等の申請
21. 破産・再生・更生手続開始の申立て
22. 新たな事業の開始
23. 公開買付けに係る対抗買いの要請
24. 預金保険法第 74 条第 5 項の規定による申出

■上場会社の発生事実

25. 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
26. 主要株主の異動
27. 上場廃止等の原因となる事実
28. 訴訟の提訴又は判決等
29. 仮処分命令の申立て又は裁判等
30. 行政庁による処分
31. 親会社の異動
32. 会社以外の者による破産手続開始の申立て等
33. 手形等の不渡り等
34. 親会社に係る破産手続開始の申立て等
35. 債権の取立不能又は取立遅延のおそれ
36. 主要取引先との取引の停止
37. 債務免除等の金融支援
38. 資源の発見
39. グリーンシート銘柄指定の取消原因事実
40. 特別支配株主による上場会社に係る株式等売渡請求の実行又は不実行の決定

■上場会社の決算に関する事実

41. 業績予想、配当予想の修正等

■上場会社の包括規定

42. 上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

■子会社に係る決定事実

43. 株式交換
44. 株式移転
45. 株式交付
46. 合併
47. 会社分割
48. 事業の譲渡又は譲受け
49. 解散（合併による解散を除く）
50. 新製品又は新技術の企業化
51. 業務上の提携又は業務上の提携の解消
52. 孫会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得
53. 固定資産の譲渡又は取得
54. 事業の全部又は一部の休廃止
55. 破産・再生・更生手続開始の申立て
56. 新たな事業の開始
57. 預金保険法第74条第5項の規定による申出
58. 連動子会社の剰余金の配当

■子会社の発生事実

59. 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
60. 訴訟の提訴又は判決等
61. 仮処分命令の申立て又は裁判等
62. 行政庁による処分
63. 債権者その他の当該子会社以外の者による破産手続開始の申立て等
64. 手形等の不渡り等
65. 孫会社に係る破産手続開始の申立て等
66. 債権の取立不能又は取立遅延のおそれ
67. 主要取引先との取引の停止
68. 債務免除等の金融支援
69. 資源の発見

■子会社の業績変動

70. 子会社の業績予想の修正等

■子会社の包括規定

71. 子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

■公開買付け等事実の項目

72. 公開買付け
73. 公開買付けに準ずる行為

※ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。